

[事案 2022-64] 新契約無効請求

・令和5年2月2日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-65]の申立人の配偶者が経営する法人である。

<事案の概要>

診査医による面談が行われていないこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年10月に代理店を通じて契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料と解約返戻金額の差額を返還してほしい。

- (1) 契約締結時、被保険者である自分は診査医による面談を受けていない。
- (2) 法人およびその関係者と保険会社の間で、多数の保険契約が締結されている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人代表者と面識のなかった診査医が、一切面談をすることなく告知書や検診書の各項目を記入することは事実上不可能である。
- (2) 申立人との間の6件の保険契約は、それぞれの締結時点において、当社や他社の既契約とは保険種類や保障内容に重複はみられず、これらの保険契約が代理店の手数料目当てであるとか、顧客のメリットがないとは判断できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人代理人および申立人代表者の配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、診査医による面談が行われていないこと等を理由とした契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。